

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年4月から同年6月までの期間及び62年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年6月まで
② 昭和62年7月から同年12月まで

私は、35歳になった昭和63年*月に、国民年金の加入手続を行い保険料の納付をした。その際、2年分は遡って保険料を納付できると市役所の担当者から助言されたため、その時点で納付可能である61年1月以降の保険料を昭和63年度と平成元年度の保険料と一緒に納付していた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、昭和63年*月頃に国民年金の加入手続を行い、市役所の担当者から2年分遡って保険料を納付することが可能であると助言され、61年1月以降の保険料を昭和63年度と平成元年度の保険料と一緒に納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得の時期から63年4月頃に払い出されたと推認され、同年4月22日に61年1月から同年3月までの保険料が納付されたことが確認できることから、申立期間①及び②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、上記の期間を含め申立期間①及び②の前後の期間は、いずれも過年度納付済みとなっている上、申立人が国民年金加入時に保険料の納付が可能であった昭和61年1月以降については申立期間以外に未納期間は無く、付加保険料の納付や保険料の前納を行っているなど、国民年金に対する意識は高かったと考えられ、短期間である申立期間①（3か月）及び②（6か月）の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和61年4月から同年6月までの期間及び62年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年3月6日、資格喪失日が22年8月1日とされ、当該期間のうち、21年10月6日から同年11月6日までの期間及び22年7月6日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、資格喪失日を平成22年8月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を12万6,000円、申立期間②を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人のB社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成22年8月1日、資格喪失日が24年10月11日とされ、当該期間のうち、22年8月1日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、当該記録を取り消し、申立人は申立期間のうち同年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、特例法に基づき、資格取得日を同年8月1日とし、同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間③のうち平成22年9月1日から同年10月1日までの期間について、資格取得時の同年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、同年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成22年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和53年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成21年10月6日から同年11月6日まで
② 平成22年7月6日から同年8月1日まで
③ 平成22年8月1日から同年10月1日まで

A社に平成19年3月6日から24年10月まで継続して勤務していた。同じ会社で同じ仕事を継続していた。途中で辞めた覚えはなく、給与明細書の社名は変わったものの、給与からは厚生年金保険料が控除されていた。給与明細書を提出するので、申立期間①から③までについて、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から③までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されていることを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、申立期間①、②及び③のうち平成22年8月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、申立期間③のうち同年9月1日から同年10月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間①及び②について、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書における報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立期間①は12万6,000円に、申立期間②は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、当該期間のうち平成22年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人はB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る当該申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち平成22年9月1日から同年10月1日までの期間については、年金事務所の回答、申立人から提出された給与明細書及び年金事務所から提出された資格取得時健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、資格取得時の同年8月から同年10月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、平成22年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 31 日

A社に正社員のB職として働いていた。在職中の平成19年8月に支給された賞与について、金額は10万から20万円ぐらいだったと記憶しているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、賞与の支給実績を確認できる賞与の支払明細書を保管していないものの、事業主は「社会保険に加入する正社員に支給していた。」と回答しており、社会保険を担当していた同僚を含む複数の同僚も同様の供述をしている。

また、給料（賞与）支払明細書及び賃金台帳から賞与の支給実績が確認できる複数の同僚は、いずれも自身は正社員であると供述しており、全員が申立期間において賞与を支給されていたことが確認できる。

さらに、C市から提供された申立人の平成19年の給与支払報告書（個人別明細書）の社会保険料控除額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

加えて、上記複数の同僚は、給料（賞与）支払明細書等により賞与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合して判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記給与支払報告書（個人別明細書）により推認できる厚生年金保険料額により12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については28万円、申立期間②については1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 8 月 31 日

A社で正社員のB職として働いているが、平成18年12月及び19年8月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、賞与の支給実績を確認できる賞与の支払明細書を保管していないものの、事業主は「社会保険に加入する正社員に支給していた。」と回答しており、社会保険を担当していた同僚を含む複数の同僚も同様の供述をしている。

また、給料（賞与）支払明細書及び賃金台帳から賞与の支給実績が確認できる複数の同僚は、いずれも自身は正社員であると供述しており、全員が申立期間において賞与を支給されていたことが確認できる。

さらに、C市から提供された申立人の平成18年及び19年の所得に対する給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

加えて、上記複数の同僚は、給料（賞与）支払明細書等により賞与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合して判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の両申立期間の標準賞与額については、上記給与支払報告書（個人別明細書）により推認できる厚生年金保険料額により申立期間①は28万円、申立期間②は1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の両申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年8月20日であると認められることから、被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月1日から20年8月20日まで
昭和18年4月1日にA社C工場に入社し、技能養成工として1年間研修及び実習をして、19年4月から同社B工場に配属となった。D空襲で工場が被災するまで勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容、勤務期間に係る申立人の具体的な供述、同僚の証言及びA社の事業を承継しているE社からの回答により、申立人が、申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は無記載）が確認できる。

さらに、E社は、当時、申立人がA社B工場に勤務していたことを認めていることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

加えて、E社は、「申立人は昭和20年8月19日まで勤務」と回答している上、同社から提出されたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人の資格喪失日が20年8月20日と確認でき

る。

これらを総合的に判断すると、A社B工場の事業主は、申立人が昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月20日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和19年4月の記録から、30円とすることが妥当である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7650

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年1月1日から同年11月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、9年1月から同年9月までを24万円、同年10月を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月28日から9年11月30日まで
A社における給与の総支給額は30万円前後で、手取額は24万円ぐらいだったと記憶している。保険料の控除額が確認できる給料明細書（平成9年11月分）を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年1月1日から同年11月30日までの期間について、オンライン記録によると、標準報酬月額は、当初、同年1月から同年9月までは24万円、同年10月は30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年11月30日）より後の同年12月5日付けで、同年1月1日に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が事業主をはじめとする多数の従業員について行われていることが確認できる。

また、A社の経理担当役員が提出した同社に係る債権差押通知書の写しにより、平成9年3月分から同年10月分までの保険料が滞納となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年1月から同年9月までについては24万円、同年10月については30万円に訂正することが

必要である。

2 申立期間のうち、平成8年10月28日から9年1月1日までの期間について、A社における申立人の給与振込口座の預金元帳により、平成8年11月から9年1月までの各月の振込額は20万円を下回ることが確認できる。

また、A社の元事業主は、賃金台帳等の資料は残っていないため、申立人の給与総支給額及び保険料控除額については不明と回答している。

さらに、当該期間について、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7653

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を14万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A事業所に勤務していたときの申立期間に係る賞与の記録が無い。申立期間に賞与の支払があったことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が加入しているB組合及びC基金から提出された申立人の健康保険被保険者記録、基金加入員台帳の記録及び基金加入員賞与標準給与支払届によると、申立期間の標準賞与額が14万5,000円と記録されていることが確認できる。

また、申立人に係る平成15年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額から推認できる申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立人の主張する標準賞与額であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA事業所から14万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和31年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月は1万円、同年2月は9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月31日から同年3月13日まで

厚生労働省の記録によれば、A社の資格喪失日が昭和31年1月31日に、C社の資格取得日が同年3月13日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の社会保険事務を担当しているD社から提出された申立人に係る人事台帳等及び申立人が保管している申立期間に係る給与明細表から判断すると、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事台帳に「S31. 3. 8 E県 F係」と記載されている上、昭和31年3月分の厚生年金保険料を控除している給与明細表の事業所名が「C社」となっていることから判断すると、申立人のA社の資格喪失日を申立人がC社で資格を取得した日と同日の同年3月13日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細表で確認できる保険料控除額又は報酬月額により、昭和 31 年 1 月は 1 万円、同年 2 月は 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所（C社から昭和20年12月1日に社名変更）における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和20年11月30日）及び資格取得日（同年12月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和21年8月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

さらに、申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社E工場における資格取得日に係る記録を昭和34年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和21年7月31日から同年8月20日まで
③ 昭和34年7月31日から同年9月1日まで

私は、昭和19年1月1日から55年3月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の記録がつながっていない。

同社に勤務していた期間、いくつかの関連会社に出向を繰り返していたが、その間、厚生年金保険料の控除が途切れたことはないと思う。

記録がつながっていない申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人と同期入社と同僚の供述、A社の後継事業所であるF社が保管していた申立人の社員カード及び申立人が保持していた昭和55年分退職所得の源泉徴収票から、申立人がA社及び同社の関連会社において19年1月1日から55年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

2 申立期間①について、申立人は、年金事務所の記録では、A社B出張所において、昭和19年6月1日に資格を取得し、20年11月30日に資格を喪失後、同年12月1日に同社同出張所において再度資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、申立期間①及びその前後の期間において、業務内容及び勤務形態に変更はなかったとしており、申立人と同期入社で、申立人と同じ業務をしていた同僚も、申立人が一度退職したり、退職したことは無く、業務内容及び勤務形態の変更も無かったと供述している。

さらに、申立期間①において、1日の空白があるのは申立人のみであり、申立人と勤務形態、業務内容において同質性の高い同期入社と同僚を含めほかの同僚はいずれも申立期間も記録が継続していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の昭和20年10月の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「資料が残っておらず不明。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和20年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②について、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 21 年 8 月 20 日に同社B出張所から同社の関連会社であるG社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の昭和 21 年 6 月の記録から、90 円とすることが妥当である。

4 申立期間③について、申立人はA社の関連会社において継続して勤務し（H社 I 工場からD社E工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が勤務していたH社 I 工場が昭和 34 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日付けで同工場において資格喪失し、さらに、D社 I 工場で資格取得している者は、当時の在職者 20 人のうち 18 人であるが、当該複数の同僚は、「勤務場所は変わっておらず、事業所の名称が変わっただけである。」としており、当該同僚 18 人以外のうちの 1 人は、同年 7 月 31 日付けの資格喪失と同日付けで厚生年金保険第四種被保険者となっていることが確認できることから、同日付けでD社E工場へ異動となった者は、申立人 1 人であったことが認められ、当該異動に際して 1 か月の期間が空く特段の事情は見当たらないことから、申立人の同社同工場における資格取得日は同日付けとすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のD社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 34 年 9 月の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

5 申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「資料が残っておらず不明。」としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7662

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所から、A社に勤務していた期間のうち、申立期間は厚生年金保険の被保険者になっていないと言われたが、同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、A社に勤務していたとして申立人が名前を挙げた1人を含む同僚6人に照会したところ、その全員が、会社及び工場の移転に伴って従業員が異動したが、勤務は継続しており、申立人も継続して勤務していたと思う旨回答している上、現在の事業主は、申立期間は会社がC地区からD地区に移転した時期で、当時の従業員全員の厚生年金保険の被保険者資格の記録が欠落しており、当時の担当者が事業所が適用事業所でなくなった日を誤って届け出たと考えられるため、申立人は継続して勤務していたと考えていると供述していることから、申立期間において申立人が申立事業所に勤務していたと認められる。

また、上記同僚のうち二人が、申立人は申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う旨回答している上、現在の事業主は、被保険者資格の記録の欠落は当時の担当者の届出誤りによるものと考えられ、従業員との雇用関係等は変わらないため、申立人に係る申立期間の保

険料も控除していたと考えていると供述している。

なお、上記同僚のうち5人が、A社では、当時、Eの製造を行っており、60人くらいの従業員が勤務していたと供述していることから、申立期間における同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年8月の随時改定の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主が、A社の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たと考えられるとすることから、社会保険事務所では、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
昭和34年11月にC社に入社し、同社の関連会社であるA社を35年12月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C社又はA社において勤務していた同僚5人に照会し全員から回答が得られ、そのうちの1人の同僚は、申立人は申立期間に正社員としてA社に勤務し事務の業務に就いていたと供述していることから、申立人は昭和35年7月1日から同社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立期間にA社で正社員として勤務していたとしている同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和35年7月1日に同社において資格喪失し、A社に係る事業所別被保険者名簿では同年10月1日に同社において資格取得した記録となっているが、当該同僚が所持している給料支払明細書によると、申立期間当時、同社において給与が支給され、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

なお、A社は、商業登記簿謄本により、昭和35年6月3日に会社成立し、申立期間当時法人であることが確認できる上、同社に勤務していた複

数の同僚は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は 50 人以上いた
とされていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定
める適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申
立人は、申立期間においてA社に勤務し厚生年金保険料を事業主により給
与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた
給料支払明細書の控除額がC社における資格喪失時の標準報酬月額と一致
していることから、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被
保険者名簿の昭和 35 年 6 月の記録から、8,000 円とすることが必要であ
る。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務
の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業
所でありながら社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていな
かったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年
金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

申立期間当時、A社はB事業所に買収され、社名がC社に変わったが、自分は継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間の勤務について、申立人は、雇用保険の加入記録により、A社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、昭和49年1月1日（喪失の受付年月日：昭和49年1月31日）と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されており、申立人のほか230人の資格喪失日についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人について昭和48年12月25日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を事業主が当初届け出た49年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る訂正処

理前の事業所別被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7666

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
申立期間にA社B工場から同社C工場へ異動したが、厚生年金保険の記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険被保険者記録、同社提出の本社通達及び同僚の供述により、申立人が同社B工場及び同社C工場に継続して勤務し（昭和45年3月31日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年4月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
申立期間にA社B工場から同社C工場へ異動したが、厚生年金保険の記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険被保険者記録、同社提出の本社通達及び同僚の供述により、申立人が同社B工場及び同社C工場に継続して勤務し（昭和45年3月31日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
申立期間にA社B工場から同社C工場へ異動したが、厚生年金保険の記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険被保険者記録、同社提出の本社通達及び同僚の供述により、申立人が同社B工場及び同社C工場に継続して勤務し（昭和45年3月31日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7669

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
申立期間にA社B工場から同社C工場へ異動したが、厚生年金保険の記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険被保険者記録、同社提出の本社通達及び同僚の供述により、申立人が同社B工場及び同社C工場に継続して勤務し（昭和45年3月31日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5172（埼玉国民年金事案 1080、4730 及び 5077
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月まで

申立期間について、私は、昭和 55 年 7 月に A 市へ転居するまで、B 市役所や C 銀行などの金融機関で、元夫の分と一緒に自分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未納期間となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

なお、今回は、元夫からの手紙を新たな資料として提出する。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立て（申立期間：昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで、53 年 4 月から 58 年 3 月まで）については、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付したと主張しているが、申立期間の周辺の期間について国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人の主張には不自然さがうかがえるなどとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てにおいては、当初の申立期間のうち昭和 51 年 1 月から同年 12 月までを申立期間としており、元夫からの供述などが新たな事情として認められ、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 1 日付け年金記録を訂正する必要がある旨の通知が行われている。

さらに、3 回目及び 4 回目の申立てについては、当初の申立期間のうち昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月までを申立期間としており、申立人は、

当該期間について離婚後も元夫と暮らしており、国民年金保険料は自身が元夫の分と一緒に納付していたとしているところ、元夫からも当該期間について申立人と同居していたなどの供述は得られたものの、申立期間の保険料納付をうかがわせる具体的な情報は得られず、申立人も保険料の納付方法や納付場所等について特定の記憶が無く、その主張も変遷していることなどから、申立内容に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を認めることはできないとして、既に同委員会の決定に基づく平成24年2月22日付け及び25年1月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、5回目の申立てにあたって、元夫からの手紙を新たな資料として提出しているが、その手紙からは、申立期間当時の保険料納付をうかがわせる事情を酌み取ることはできず、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初からの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（群馬）国民年金 事案 5173

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 54 年 2 月まで

昭和 54 年の 3 月又は 4 月頃に申立期間に係る国民年金保険料の請求書が届いたので、その保険料を A 県 B 町（現在は、C 市）役場へ持って行ったところ、D 社会保険事務所（当時）へ持って行くように言われ、同事務所に納付したにもかかわらず、未納になっている。具体的な金額は覚えていないが、驚くような金額（今現在の感覚で 15 万円ぐらい）だったことを覚えている。申立期間に係る国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、昭和 54 年の 3 月又は 4 月頃に保険料の請求書が届き D 社会保険事務所で納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 62 年 3 月頃払い出されたと推認され、その頃加入手続を行ったものと考えられる上、申立人の所持する国民年金の年金手帳の初めて被保険者となった日には「昭和 61 年 3 月 26 日」、B 町の国民年金被保険者名簿には「1986（昭和 61 年）0326 取得」と記載があることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、戸籍の附票によると、申立人の申立期間当時の住所は E 県 F 市になっており、同市に昭和 41 年 2 月から 55 年 1 月まで住所を有しているが、申立人に確認したところ、申立人は同市に 18 歳（昭和 41 年）から 21 歳

(44 年) まで住んでいたと述べており、同市で国民年金関係の手続を行った記憶は明確ではなく、これらの状況が不明である。

さらに、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで
入社して2年目から退職時まで、役職がA職より下がったことはなく、2年目の年収が1,000万円を少し切った後は、毎年1,000万円以上の年収があった。昭和61年10月1日から62年8月1日まで、B社C支社における給与支給額について、50万円から80万円程度の給与で、保険料も相当額を控除されていたはずだが、年金記録と相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、入社して2年目の年収は1,000万円を少し切ったが、その後は、毎年1,000万円以上の年収であり、申立期間の給与支給額は、50万円から80万円程度だったと主張しているところ、それを確認できる資料は無く、また、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、B社C支社及びD組合によれば、申立人の給与等について確認できる資料の保管は無い上、被保険者が退職してから20年間経過すると、給与及び社会保険関係の記録は削除され、標準報酬月額を確認することはできないと回答している。

さらに、申立人の同僚19人に対し照会したところ、10人から回答があり、8人は申立人を知っているとされているものの、自分の給与の額と年金事務所の記録に差は無いと回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から29年12月まで
A組合（B県）に勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における勤務先をA組合だったと申述しているところ、商業登記簿謄本によれば、当該組合は昭和23年5月6日付けで設立登記（昭和34年7月6日付け、C組合と合併）されていることが確認できる。

また、C組合の組合長は、昭和34年の合併以前の資料は無く、人事記録も含め不明と回答している上、当時の同僚からは申立人の勤務実態について証言を得られず、申立人のA組合における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A組合の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同組合は昭和26年12月1日付けで健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、20年1月から26年12月1日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該名簿には申立人の記録が確認できず、健康保険被保険者番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、勤務期間についての記憶が曖昧である上、給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月15日から同年7月1日まで
私は昭和27年5月15日にA社（現在は、B社）に入社し、即支店で正社員として働き始めたが、厚生年金保険の記録が同年7月1日からとなっていることが理解できない。申立期間を厚生年金保険の加入記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記社員台帳では、申立人の申立期間を含む昭和27年5月13日から同年9月30日までは「試用中」と記載されているところ、B社は、当時の資料が無く申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び「試用中」の厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

また、A社C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和27年5月1日又は同年7月1日である同僚で入社日が確認できた10人のうち、複数の者が実際の入社日の1か月から3か月後に厚生年金保険に加入していることから、申立期間当時、同社では、雇用後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7655（茨城厚生年金事案 112 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から59年4月16日まで
A社に昭和58年10月1日から勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、厚生年金保険の資格取得日が59年4月16日になっている。
納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る当初の申立て（申立期間は昭和57年10月から59年4月15日まで）については、事業主の回答、同僚照会の結果、雇用保険の記録及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことなどから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できないことを理由に、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を昭和58年10月1日から59年4月16日までの期間に変更して申し立てていることから、周辺事情を含め改めて調査を行った。

A社において、申立人の申立期間に厚生年金保険の資格を取得している者及び申立人と同じ資格取得日（昭和59年4月16日）の者に照会を行ったところ、一人から申立人が申立期間も申立事業所に勤務していたとの回答があったことから、申立人が申立期間に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該同僚の回答からは申立事業所における申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できない。

また、申立人が記憶している同僚3人のうち、2人は既に亡くなっており、残りの1人からは回答を得られなかった。

さらに、今回の申立てについて、申立人からは新たな資料等の提出は無く、このほかに年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月1日から平成元年4月30日まで
私は、昭和56年11月から平成元年4月までA会館にあったB店という食堂に勤務していた。厚生年金保険の記録を確認したら、同社に勤務していた記録が漏れていたため、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本には、同社が飲食業である旨の記載があり、当該業種は、昭和61年3月までは厚生年金保険の非適用業種であり、強制適用事業所ではなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、同社は申立期間も含めて厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は申立期間のうち、昭和61年4月1日から平成元年4月30日まで国民年金第3号被保険者であることが確認できる上、その夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間のうち昭和56年11月1日から57年頃（当該原票の数字が不鮮明のため月日が不明。）まで、夫の被扶養者になっていることが確認できる。

さらに、B社は、平成9年8月に解散し、解散時の代表取締役は、「当社は十数年前に解散しており、資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況を確認することができない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、申立人が記憶していた同僚は人物が特定できず、ほかに上司及び同僚を記憶していないことから、当該同僚等からB社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、商業登記簿謄本で確認できる上記代表取締役を含む3人の役員について年金記録を調べたところ、3人とも厚生年金保険の加入記録が無く、被保険者期間は全て国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7658

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで
私は、昭和 34 年 4 月 1 日より 37 年 3 月 31 日まで、A市B地区にあるC店に住み込みで勤めた。C店は従業員が5人ほどで、店主の家族が4人ほど手伝っていた。勤務していた3年ほどの間に指に怪我をして入院したが、入院費を負担した記憶が無いことから、厚生年金保険を含む社会保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするC店は、所在地から判断するとA市B地区*丁目にあったD社であると推認されるどころ、同僚の供述により、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人の申立期間当時の同僚に当該事情について照会したところ、D社は厚生年金保険に加入していなかったとしている上、オンライン記録によると当該同僚は申立期間を含めて国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、D社は平成 19 年 6 月 29 日に閉鎖されており、事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 11 日から同年 4 月末頃まで

私は、昭和 38 年 3 月 1 日から 40 年 4 月末頃まで A 社（社名変更前は、B 社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、厚生年金保険の被保険者期間は昭和 38 年 3 月 1 日から 40 年 2 月 11 日までとなっており、同年 2 月 11 日から 4 月末頃までの記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立人の雇用保険の記録では、申立人の離職日は昭和 40 年 5 月 10 日となっていることから、申立人が同日頃まで同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとする C 地区の事業所の同僚は、申立人の当該期間の勤務について「分からない」と回答するとともに、申立期間当時、A 社の本社において申立人を含め地方勤務者の給与等の経理を担当していた同僚は、「申立人は C 地区から本社に戻らないまま退職したので退職日は分からない。厚生年金保険の手続は本社で一括して行っていたが、手続は正確だったと思う。」と述べている。

また、申立事業所の後継事業所である D 社の事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について「不明」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記録に不自然な訂正等の痕跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 46 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日まで A 事業所（後に法人名は、B 社）に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、保険料は控除されていたと思うので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 事業所において、複数の同僚とともに C 業務に従事し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は平成 9 年 6 月 1 日から 11 年 6 月 1 日までの期間であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、昭和 46 年 6 月から平成 8 年まで A 事業所に勤務していた同僚は「申立期間頃は、同社は厚生年金保険に加入しておらず、健康保険も国民健康保険だった。」と述べているとともに、申立期間当時、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 4 人についても当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7665

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 14 日から 10 年 3 月 1 日まで
平成 7 年 10 月に A 社に派遣社員として採用され、勤務していた。当初は社会保険に入っていなかったが、9 年 7 月 14 日に C 社に派遣された時から、厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る就業条件明示書及び A 社からの「当該明示書に記載された社員ナンバーの人物を申立期間において、C 社に派遣していたことは確認できる。」との回答により、申立人は、申立期間において A 社の派遣社員として勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時の派遣社員の社会保険加入は希望制だったと考えられるが、関係資料は保存期間を経過し、廃棄しているため、その詳細は不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については分からない。」と回答している上、当時の同僚 7 人に照会し、回答を得られた 2 人は「申立人の給与からの厚生年金保険料控除や当時の社会保険事務の取扱いについては分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について不明である。

また、申立人が自分と同じ派遣社員として申立期間当時一緒に勤務したと名前を挙げた同僚 4 人は、オンライン記録によれば、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。